

入札案内書の一部訂正について【6号物件】（令和6年12月10日（火））

【留意事項】 39ページ

訂正後	訂正前
<p>○ 北側隣接地のコンクリート敷の一部及び北側隣接者（地番：61番4）所有の雨水桝の一部が入札物件へ越境している箇所があります。入札物件における越境状況に関する詳細は、現地見学会において確認してください。</p> <p><u>○ 東側隣接地（地番：51番5）との境界を隔てるブロック塀及びその控え壁は隣接者との共有物になります。事業の実施に当たっては、必要に応じて隣接者と協議してください。</u></p> <p><u>○ 東側隣接地（地番：51番36）との境界を隔てる隣接者所有の金網フェンスの一部及びコンクリート基礎の一部が入札物件に越境している箇所があります。事業の実施に当たっては、必要に応じて隣接者と協議してください。</u></p>	<p>○ 北側隣接地のコンクリート敷の一部及び北側隣接者（地番：61番4）所有の雨水桝の一部が入札物件へ越境している箇所があります。入札物件における越境状況に関する詳細は、現地見学会において確認してください。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入札物件は、平成30年3月末まで撤去自転車等を保管する十条保管所として使用されていました。 ○ フェンスや草木、電灯等を含めて現状有姿のまま売却します。解体・撤去に要する費用は落札者において負担するものとし、本市は負担しません。 ○ 土壤汚染調査及び地盤に関する調査は実施しておらず、土壤汚染の存在及び地盤の状態は不明です。 ○ 登記簿謄本、公図、住宅地図及び旧土地台帳等により地歴を調査したところ、本市が所有する以前は木造住宅が建っていた経過がありますが、除去工事に係る資料等がなかったことから、地中レーダー探査(2m間隔、ユーティリティスキヤンスマートシステム使用)を実施しました。地中レーダー探査の結果、西側隣接地(地番:64番地)との境界付近及び東側隣接地(地番:51番37)との境界付近それぞれに、管状の埋設物があることが確認されたほか、入札物件の中心部からやや西側のところに何らかの層状の埋設物があることが確認されました。管状の埋設物に関しては、周囲の上下水道、ガス、電気管からの引き込み状況を確認しましたが、現在使用されている埋設管であることは確認できませんでした。事業の実施に当たっては、これら埋設物を落札者の負担で撤去することは可能ですが、事前に建設局自転車政策推進室(TEL075-222-3565)へ御連絡ください。なお、試掘調査を実施しておらず、その他の地下埋設物(通常想定される土地の利用の妨げとなるもので、地下に存するものをいう。)の存在を否定するものではありません。地下埋設物の撤去に要する費用は、落札者において負担するものとし、本市は負担しません。地歴の調査に利用した資料及び地中レーダー探査の結果については、行財政局資産イノベーション推進室執務室内において、閲覧に供します(詳細は4ページ)。 ○ 上記の地中レーダー探査で判明した埋設物と同一のものかは不明ですが、入札物件北側隣接地(地番:61番4)との境界付近から南方に向かってU字溝が埋設されており、入札物件に浸透した雨水が、当U字溝を伝って北側隣接地内の雨水樹に流れ込んでいます。事業の実施に当たっては、落札者の負担で当U字溝を撤去する等、入札物件上に生じた雨水が北側隣接地内の雨水樹に流れ込まないように処理を行い、前面道路の公共下水道へ排水するように措置を行ってください。 ○ 入札物件北西端に西側隣接地(地番:64番地)の境界を跨いで設置されているフェンスがあります。境界に基づき本市敷地内に存する部分については本市所有となっておりますが、事業の実施に当たっては、必要に応じて隣接者と協議してください。 ○ 西側隣接地(地番:64番地)との境界を隔てる本市所有の擁壁(ブロック塀)の一部が西側隣接地へ一部越境しており、西側隣接者と「越境物に関する覚書」を締結しております。本覚書では、越境物の修繕又は更新工事若しくは入札物件上に建物の新築等を行う場合は、当該越境物を撤去し、境界線を遵守するものとしており、落札者には本覚書が承継されます。事業の実施に当たっては、必要に応じて隣接者と協議してください。「越境物に関する覚書」については、建設局自転車政策推進室執務室内において、閲覧に供します(詳細は4ページ)。 ○ 北側隣接地のコンクリート敷の一部及び北側隣接者(地番:61番4)所有の雨水樹の一部が入札物件へ越境している箇所があります。入札物件における越境状況に関する詳細は、現地見学会において確認してください。 ○ 東側隣接地(地番:51番5)との境界を隔てるブロック塀及びその控え壁は隣接者との共有物になります。事業の実施に当たっては、必要に応じて隣接者と協議してください。 ○ 東側隣接地(地番:51番36)との境界を隔てる隣接者所有の金網フェンスの一部及びコンクリート基礎の一部が入札物件に越境している箇所があります。事業の実施に当たっては、必要に応じて隣接者と協議してください。 ○ 入札物件は、京都府マルチハザード情報提供システムにおいて、浸水深1.0m～2.0m未満の洪水浸水想定区域に該当します。なお、土砂災害警戒区域等には該当していません。 ○ 入札物件南側の前面道路には口径200mmの都市ガス埋設管が敷設されていますが、入札物件への引込管はありません。 ○ 入札物件南側の前面道路には口径200mmの上水道埋設管が敷設されていますが、入札物件への引込管はありません。 <p>(お問合せ先 建設局自転車政策推進室 TEL075-222-3565)</p>		
	現地見学会	有	日時